3　(1)　借款は、エジプトの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　エジプト・アラブ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してエジプト・アラブ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためエジプト・アラブ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国において供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する会社が支払う個人所得税及び法人税を除くいかなる税も、調達手続に基づいて容易に判断できる税（主要な供給者、請負業者又はコンサルタントとエジプトの実施機関との間の直接契約によって計画の実施に必要な輸入品、最終の生産物又は役務に係る関税及び付加価値税を含む。）である場合には、エジプトの実施機関によって支払われることを確保するために必要な措置をとる。

8　エジプト・アラブ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びエジプト・アラブ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月十九日にカイロで

エジプト・アラブ共和国

計画・国際協力大臣

ファイザ・アブルナガ閣下

日本国特命全権大使　奥田紀宏

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月十九日にカイロで

エジプト・アラブ共和国

計画・国際協力大臣

ファイザ・アブルナガ

エジプト・アラブ共和国駐在

日本国特命全権大使　奥田紀宏閣下

○農林水産省告示第二千百六十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十四年三月二十三日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年九月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が平成27年3月24日となったもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第33621号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り複合液肥（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）ミクロゲンＰ	扶桑化学株式会社	愛知県蒲郡市清田町木森60番地の９
生第41053号	化成肥料	くみあい草地化成818号	ホクレン肥料株式会社	東京都千代田区九段北１丁目13番５号
生第52674号	化成肥料	くみあい苦土ほう素入り複合硫加燐安Ｓ550	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第52721号	化成肥料	有機入り複合７号	エム・シー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第63782号	液状複合肥料	有機入り尿素液体複合肥料３号	エム・シー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第63796号	化成肥料	マルリン尿素化成特号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第63812号	液状複合肥料	丸ツバメ尿素複合液肥３号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第63815号	化成肥料	マルリン尿素複合硫加燐安新特号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第63816号	被覆複合肥料	くみあい被覆硫加燐安ＳＣ30―110	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第63817号	被覆複合肥料	くみあい被覆硫加燐安ＳＣ30―80	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第63862号	化成肥料	くみあい苦土入り複合硫加燐安Ｓ131	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第68396号	化成肥料	アトラス特号	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目28番地松本ビル内
生第68397号	化成肥料	アトラス820号	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目28番地松本ビル内

○外務省告示第三百六号

平成二十四年八月三十日にリロングウェで、中西部地方給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中西部地方給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億六千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　寒川富士夫在マラウイ大使

マラウイ側　ケン・リペンガ財務大臣

平成二十四年九月十一日

外務大臣　玄葉光一郎